

議案第13号

指定重要文化財の指定について

次の文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

平成31年3月14日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

種別	名称	数量	所在地地番及び所有者
有形文化財 (彫刻)	木造不動明王及二童子立像	3 軀	西浦賀2丁目5番 宗教法人 常福寺 代表役員 國松 俊康
有形文化財 (絵画)	紙本著色板貼付釈迦三尊図 附 蓮池図板戸	1 面 附 4 面	芦名2丁目2433番 宗教法人 浄楽寺 代表役員 土川 妙真

(提案理由)

文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、指定重要文化財として指定するため。

(参照)

文化財保護条例抜粋

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、次に掲げるものをいう。

(1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。

(3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。

(4) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、海浜その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条第1号及び第2号の文化財を指定重要文化財として、同条第3号の文化財を指定重要民俗文化財として、同条第4号の文化財を指定史跡、指定名勝又は指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）として指定することができる。

2 前項の指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

◎議案第 13 号 「指定重要文化財の指定について」の説明資料

≪資料目次≫

1. 平成 30 年度新指定重要文化財候補の概要 4 頁
2. 指定重要文化財等の指定について (答申) 5 頁
平成 31 年 2 月 12 日付 文化財専門審議会からの答申書の写
3. 平成 30 年度 (2018 年度) 指定重要文化財答申資料 6 頁～12 頁

1 もくぞうふどうみょうおうおよびにどうじりゅうぞう
木造不動明王及二童子立像

種別 有形文化財（彫刻）
数量 3 軀
所在地 横須賀市西浦賀2丁目5番
所有者 宗教法人常福寺

常福寺の本堂内に安置される不動三尊像です。

本不動三尊像は、かつては近隣の叶神社（西叶神社）の別当であった感応院西栄寺の本尊であって、明治初年の神仏分離の際に常福寺に移されたものです。

中尊に不動明王、左に矜羯羅童子、右に制迦童子を配します。

本像は比較的小像ながら、太い体軀、意志的な面貌、大腿部の裳にみられる写実的な衣文表現がされ、運慶にはじまる慶派仏師の系譜を引く作品です。

造立年代は鎌倉時代中期とみられ、運慶やその工房作品が多く残る本市域での慶派作品の展開を考えるうえで重要な作品となります。

2 しほんちゃくしよくいたはりつけ しやかさんぞんず つけたりれんちずいたど
紙本著色板貼付 釈迦三尊図 附 蓮池図板戸

種別 有形文化財（絵画）
数量 1面 附4面
所在地 横須賀市芦名2丁目2433番
所有者 宗教法人浄楽寺

浄楽寺本堂の来迎壁背面に大きく描かれた釈迦三尊図です。画面中央に釈迦を、左に騎象普賢、右に騎獅文殊を配しています。

三尊、獅子や象をとらえた筆線は滞りなく闊達で、構図も整い、大画面は破綻なくまとめられ、画家の優れた技量をうかがわせます。

作者は、近隣の鎌倉雪之下在住の戸川雪貢で、制作年は天保8年（1837年）であることが画面向かって左下部分にある款印からわかります。

釈迦三尊図の下方に地袋が設けられ、前面の板戸4面それぞれに蓮池図が連続的に描かれています。筆致から同じく雪貢の筆であろうと考えられます。

幕末期に制作された仏画、それも寺院障壁画の大作として重要な作品となります。



平成 31 年 (2019 年) 2 月 12 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡 様

文化財専門審議会
委員長 小 川 裕 

指定重要文化財等の指定について (答申)

下記の文化財 2 件について、指定重要文化財として指定すべき文化財であることを答申いたします。

記

1 指定重要文化財として指定すべき文化財

もくぞうふどうみょうおうおよびにどうじりゅうぞう
(1) 木造不動明王及二童子立象

種 別	有形文化財 (彫刻)
数 量	3 軀
所在地	横須賀市西浦賀 2 丁目 5 番 (地番)
所有者	住 所 横須賀市西浦賀 2 丁目 16-1 氏名等 宗教法人 常福寺

しほんちゃくしよくいたはりつけしゃかきんぞんず
(2) 紙本著色板貼付釈迦三尊図

種 別	有形文化財 (絵画)
数 量	1 面
附	<small>れんちずいたど</small> 蓮池図板戸 4 面
所在地	横須賀市芦名 2 丁目 2433 番 (地番)
所有者	住 所 横須賀市芦名 2 丁目 30-5 氏名等 宗教法人 浄楽寺

以上